

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年6月26日 |
| 【会社名】 | トーイン株式会社 |
| 【英訳名】 | TOIN CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼最高経営責任者 山科 統 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 千葉県柏市新十余二16番地1 |
| 【縦覧に供する場所】 | トーイン株式会社 東京本社 (東京都江東区亀戸一丁目4番2号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役会長兼最高経営責任者である山科統は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しています。当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。当該評価に当たり、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して評価を行いました。

評価の範囲は、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び、決算・財務報告に係る業務プロセスについては、すべての事業拠点について評価の対象とし、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。

その他の業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、全社売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業部門を重要な事業部門として選定し、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上」、「売掛金」、「仕入」、「買掛金」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しました。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価しました。

3【評価結果に関する事項】

以上の評価の結果、平成21年3月31日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断します。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。